

ホールボディカウンタによる不適切な内部被ばく測定 に関する報告について

2020年5月28日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 報告の概要

- 2020年2月19日、発電所構内の大型休憩所1階に設置しているホールボディカウンタ※（以下「WBC」）で、協力企業作業員による不適切な測定を確認しました。（2月20日お知らせ済み）
- 当社は、本事案を受け、2月20日から、WBC測定室に配置した係員が、測定者の本人確認を行う運用に変更するとともに、2016年4月にWBC測定室における24時間無人測定運用を開始して以降、同様の不適切な測定が行われていないか調査を実施してまいりました。
- 5月1日には、富岡労働基準監督署から、不適切なWBC測定が発生した原因等の分析および、同様の不適切事案の有無に関する調査の実施、ならびにWBC測定を確実に実施し、全ての労働者の被ばく線量管理を適切に行う体制構築を図るよう、要請を受けました。
- 5月25日、上記の調査結果および再発防止対策を取りまとめ、富岡労働基準監督署に報告しましたのでお知らせします。（調査結果および再発防止対策は2頁以降参照）
- 当社といたしましては、本人以外の管理区域立入許可証（以下「許可証」）を使ってWBC測定をしたという本事案について、被ばく線量管理を適切に行う上で重大な問題であったと重く受け止め、係員が測定者の本人確認を行う運用を継続するとともに、協力企業各社への周知徹底や元請企業各社への指導等、再発防止の徹底に努めてまいります。

※：体内にある放射性物質を体外から測定する放射能測定装置

2. 調査結果（本事案以外の不適切なWBC測定の有無に関する調査） **TEPCO**

- 2016年4月1日※から2020年2月20日の期間を対象に、入退域管理棟のゲート通過記録とWBC測定記録を照合した結果、WBCの測定記録があるにも関わらず、同日のゲートの通過記録が確認できない件数が30件あること、およびその対象者が14名であることを確認。
- 当該14名については、本人がWBC測定を受けていない可能性があることから、14名が所属する企業の子請企業3社へ聴取を実施。
- 聴取の結果、対象者（14名）と別の作業員8名が、対象者14名に代わって不適切にWBCを測定していたことを確認。

元請企業	関係請負企業			
	ゲート通過記録とWBC測定記録の日にちが一致しないデータ		左記の対象者に代わってWBC測定をした作業員数	
	一致しないデータ件数	データの対象者人数		
A社	D社 〈 A社の1次請 〉	12件	4名	D社4名 〈 D社4名がE,F社の分も含め 〉 〈 代わりにWBC測定を実施 〉
	E社 〈 D社の下請 〉	3件	3名	
	F社 〈 D社の下請 〉	2件	1名	
	G社 〈 D社とは別の1次請の下請 〉	1件	1名	G社1名
B社	H社 〈 B,C社の1次請 〉	9件	4名	H社3名
C社		3件	1名	
合計		30件	14名	8名
2月19日確認分 1件を含めた合計		31件	15名	9名

※：作業員のサマータイムや夜間工事をふまえ、大型休憩所に設置したWBCについて、24時間無人測定運用を開始

3. 原因（不適切なWBC測定が行われた原因）

- ①不適切なWBC測定が行われた背景として、他の作業員から「他の現場を兼務しており1Fに戻ることが難しい」「急病となった家族の看病が必要になった」等の相談を受けたり、他の作業員が「交通事故に遭い入院した」「持病で入院と通院を繰り返している」等の状況であることを知り、いずれの作業員も、他の作業員に代わってWBC測定を行うことが不適切な行為と認識していたものの、不適切な行動をとった。
- ②一部の協力企業作業員については、3ヶ月間以上放射線管理対象区域への入域がなければ、WBC測定を省略できることを知らず、仕事をするために無理をしても継続登録をしなければとの誤った認識をしていた。
- ③WBC測定を受ける際に必要となる許可証は、元請企業が、記名者本人以外に使用されることのないよう適切な管理を行うことが求められている（厚生労働省ガイドライン※）が、当該元請企業は、許可証を適切に管理しておらず、記名者本人以外においても持ち出せる状態であったことから、他の作業員による許可証の持ち出しを防ぐことができなかった。
- ④福島第一原子力発電所においては、夜間作業やサマータイムでの早朝作業等があることをふまえ、2016年4月1日から大型休憩所1階に設置しているWBCについて、24時間無人で測定できる運用に変更した。このため、本人以外の許可証でもWBC測定が行える環境となっていた。

※：東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン

4. 再発防止対策

【原因①②の対策】

- 安全衛生推進協議会会員企業へ、周知徹底を行うとともに、許可証の管理に関する具体的な実施事項の例示、ならびに3ヶ月間放射線管理対象区域に入域がない等、法令上（放射線管理対象区域に入域してから3ヶ月以内に1回測定）にあたらぬ場合、WBC測定が不要であること等を周知済み（5月20日）。
- 福島第一原子力発電所の電子掲示板等に上記内容を掲載済み（5月21日）。
- 放射線防護教育等において、本事案を用いて適切な被ばく線量管理の重要性を教育する。

【原因③の対策】

- 元請企業各社が、厚生労働省ガイドライン※に基づき、許可証が記名者本人以外に使用されることのないよう適切に管理しているかを、当社が各企業の管理状況を確認し、改善の必要性が認められた企業に対し、許可証の適切な管理に向け指導を実施済み（5月18日）。

【原因④の対策】

- WBC測定室に係員を配置し、WBC測定者の本人確認を実施中（2月20日から）。

※：東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン